令和6年度 岩手山麓農業水利事業

第一発電所導水路補修工事

特别仕様書

東北農政局 岩手山麓農業水利事業所

第1章 総 則

岩手山麓農業水利事業第一発電所導水路補修工事(以下「本工事」という。)の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目 的

本工事は、岩手山麓土地改良事業計画に基づき、第一発電所導水路の補修を行うものである。

2. 工事場所

岩手県盛岡市玉山地内

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

(1) 施工延長 L= 2,656.985 m

施工始点 NO. 75+8. 585 施工終点 NO. 101+65. 570

(2) 主要工事内容

1) ひび割れ注入工 L=188.6m

2) 裹込注入工

注入孔削孔工N=457 孔注入管設置工N=457 孔注入工V=268m3注入管目詰工N=457 孔

3) 仮設工 1式

4. 工事数量

「別紙-1 工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工程制限

本工事における導水路内作業にあたっては、令和6年9月11日~令和6年12月10日とする。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、休日等56日見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇を含んでいる。

3. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの 確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

工 期:令和6年8月9日から令和7年1月31日まで

(余裕期間:契約締結の日から令和6年8月8日まで)

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕 期間は適用しない。

4. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-9に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

5. 施工しない日

原則、土曜日、日曜日及び祝日、夏期休暇(お盆の3日間)、年末年始休暇(12月29日~1月3日)。

ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の施行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事 については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない日においてやむをえず施工が必要となった 場合は、監督職員と協議するものとする。

6. 施工しない時間帯

原則、平日の午後5時から午前8時まで。

なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

第4章 現場条件

- 1. 導水路入出坑
- (1) 導水路内への入出坑及び資機材搬入出については1号暗渠を計画している。
- (2) 導水路内の資機材運搬は不整地運搬車にて行う計画としている。

2. 保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、 監督職員と協議するものとする。

3. 関係機関との調整

本工事の施工に際しては、岩手県企業局と十分な打合せを行い善良な管理使用を行うものとし、 不具合が生じた場合の処置は発注者と協議するものとする。

また、隣接地権者とトラブルを生じないよう、十分に連絡調整を行わなければならない。

4. 安全対策(架空線等公衆物損事故防止)

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第1編1-1-34及び3-2-2に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線 管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

5. 関係法令

本工事の実施に当たっては、共通仕様書第 1 編 1-1-42 に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

6. その他

周辺構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

第5章 指定仮設

1. 工事用道路等

受注者は、図面に基づき、仮設道路を整備しなければならない。また、工事期間中の補修、維持管理は、受注者の責任において実施しなければならない。

2. 除雪工

除雪は除雪深が10cmに達した場合に行うものとし、実施後においては、速やかに監督職員に 除雪の実施状況(積雪深、除雪範囲、除雪方法等)を報告するものとする。

なお、除雪工は実績により変更する。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)は、「別図-1」に示すとおりである。

- 2. 工事用地等の使用及び返還
- (1) 工事用地等の使用に当たっては、「別紙-2 国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。
- (2) 発注者が確保した工事用地等については、工事施工に先立ち監督職員立会いの上、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。

また、工事施工上必要な用地の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者に通知し、返還する際には立会わなければならない。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりである。

なお、これにより難い場合は、同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

また、JIS規格品は、産業標準化法(平成30年5月30日公布)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により認証を受けた工場(JISマーク表示認証工場)での製造品とする。

(1) ひび割れ注入材

ひび割れ注入工に使用する材料は、下表の品質規格を満足する樹脂系材料又は同等品以上 を使用するものとする。

品質項目		照査方法	規 格 値	
粘度又は		JIS K 6833	粘度 1.0Pa·s 以下	
チキソトロピック係数		J15 K 0033	チキソトロピック係数4±1	
可使時間		温度上昇法	30 分以上	
硬化収縮率		JIS A 6024	3%以下	
付着強さ	乾燥面	IIC A 6094	6. ON/mm2 以上	
	湿潤面	JIS A 6024	3. ON/mm2以上	

(2) 裏込注入材

裏込注入工に使用する材料は、下表の品質規格を満足する発泡ウレタン系材料又は同等品以上を使用するものとする。

照	查 方 法	要求値	
試験方法	試験条件	(性能照査判定基準)	
	1. 供試体の作り方		
	JIS A 9511		
圧縮強さ試験	2. 圧縮強さ試験方法	40倍発泡 0.14N/mm2以上	
	JIS K 7220(硬質発泡プラスチッ		
	クー圧縮特性の求め方)		
	JIS K 7222		
単位体積重量試験	(発泡プラスチック及びゴムー見	$0.3\pm0.03\sim1.0\pm0.2$ kN/m3	
	掛け密度の求め方)		
	農業水利施設の補修・補強工事に関	容器内全体に注入材が充填さ	
大持州	長来小利旭故の柵修・柵畑工事に関するマニュアル【水路トンネル編】	れ角材やH型鋼との間にも隙	
充填性試験	9 るマーユノル【小路トン不ル柵】 に示す試験	間がなく密実に充填がされて	
	(ころ) 9 計画機	いること。	

2. 見本または資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書・見本・カタログ等を監督職員に提出し承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提出物
ひび割れ補修材	カタログ、配合報告書、試験成績書

材 料 名	提出物
裏込注入材	カタログ、配合報告書、試験成績書
ポリマーセメントモルタル	カタログ、試験成績書

3. 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査を受けなければならない。

ただし、監督職員の承諾を得た場合は、写真撮影等によりこれに代えることができる。

なお、その他材料については、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が 提出を指示した場合は、これに応じなければならない。

材 料 名	検査項目	備考
ひび割れ補修材	空袋数量	施工完了後、空袋等の確認を行う。
裏込注入材	空袋数量	施工完了後、空袋等の確認を行う。

4. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保 を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議 するものとする。

また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を監督 職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資 材 名	規格	調達地域
敷鉄板	L1524×B6096×t22, 1604kg	金ヶ崎町

第9章 施工

1. 一般事項

- (1)検測又は確認(施工段階確認)
 - 1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期については、受発注者の協議により変更する場合がある。
 - 2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

工種		確認内容	確認時期	遠隔 確認 対象	備考
補	ひび割れ注入工	延長、深さ、 注入量	初期施工段階で1補修箇所	_	
修工	裏込注入工	覆エコンクリート 厚、背面空洞厚、 充填管理	初期施工段階で1箇所	_	

(2) 中間技術検査

- 1)発注者から中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。
- 2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内 訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。
- 3)契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書

等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員(以下「技術検査職員」という。)から 提示を求められた場合は従わなければならない。

- 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。
- 5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。

(3) トンネル坑内の換気

トンネル坑内の換気は送気式で、150m3/minの換気量を考えているが、可燃性ガスの発生等 現地条件により、それにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

2. 補修工

(1) 準備工

湧水や降雨が導水路背面から流入する場合は、止水又は導水処理および水替え等について監 督職員と協議するものとする。

(2)補修範囲の状況確認

下地処理の終了後に、図面を基に補修箇所の劣化状況を確認する。図面に記載のない、ひび割れ、侵入水、剥落等の劣化が確認された場合には、図面に追補するとともに写真及びスケッチ等で劣化状況を記録し、補修の有無や補修方法等について監督職員と協議するものとする。

(3) ひび割れ注入工

- 1) ひび割れ注入は、ひび割れ部の清掃後に、加圧注入された樹脂がひび割れ部から漏出しないよう、あらかじめひび割れに沿ってシーリングを行い、注入機を用いて注入し仕上げるものとする。
- 2) シール材及び注入材の材料使用量確認について

シール材及び注入材の材料使用量については、設計量× (1+K) で計上している。K は補正係数 (シール材0.13、注入材0.08) とし、補正係数には練り混ぜ機器等に残るものが含まれている。使用した材料の空袋により使用量の確認を考えており、受注者は施工終了後に監督職員に空袋の確認を受けるものとする。空袋実績が上記の材料使用量によりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

(4) 裹込注入工

- 1) 導水路背面の裏込注入にあたっては、図面に示すとおり注入孔の削孔を行う。
- 2) 削孔後、背面空洞厚を計測し、空洞量の算出を行い、その結果を監督職員に報告するものとする
- 3) 注入作業完了後の孔口処理は、注入孔へポリマーセメントモルタルを充填し金ゴテ等で平滑に仕上げるものとする。
- 4) 注入圧力が急上昇、若しくは初期注入圧から0.2MPa程度の上昇を確認した時点で注入を終了するものとする。ただし、規定圧力未満であっても確認孔(次注入孔)から注入材の漏出が確認された場合及び覆エコンクリートに変状、異常が確認された場合は注入を終了するものとする。

なお、承諾を得て使用する工法が、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。

5) ウレタン系注入を施工する際には、注入による地下水等への水質への影響のないことを確

認するために、施工前、注入作業中及び注入作業終了後に簡易測定器により水質監視を行 う。水質監視項目及び頻度については以下のとおりとする。

水質監視項目 PH、全有機炭素

水質監視頻度 注入作業前 1回

注入作業中 每日1回

注入作業終了後 1回

6) 裏込注入材の材料使用量については、設計量× (1+K) で計上している。Kは補正係数0.03とし、補正係数には練り混ぜ機械等に残るものが含まれている。

使用した材料の空袋により使用量の確認を考えており、受注者は施工終了後に監督職員に 空袋の確認を受けるものとする。空袋実績が上記の材料使用量によりがたい場合は、監督 職員と協議するものとする。

第10章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者は、入札説明書による。

2. 施工管理

(1) 施工管理の追加事項

施工管理基準に定めのない追加項目とその管理基準等は次によらなければならない。

- 1)補修工(ひび割れ補修、裏込注入)の施工管理(出来形管理、撮影管理、品質管理)については、「農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路補修編】(案)令和5年3月」及び「農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【水路トンネル編】令和3年6月」により実施するものとする。
- ①出来形管理

直接測定による出来形管理は以下のとおりとする。

ただし、工法により、下表により難い場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

工	種	項目	管理基準値及び規格値	測定基準			
		延長	基準値:-0mm	各補修箇所とする。			
ひび割れ注力	江	是 [五]	規格値:-0mm	台州100円と90。			
		注入量	設計量以上	注入総量を確認する。			
		覆エコンクリー	基準値:設計値との対比	削孔全箇所			
	削工工	卜厚	規格値:一	月1711王. 国力			
		1 T	背面空洞厚	基準値:設計値との対比	削孔全箇所		
			規格値:-				
裏込注入工			基準値:確認孔削孔時のコ				
	充填確認工	充填確認	充植	充植		アにより残存空隙	1 スパン(継目間隔)につき
			充填管理	量が、裏込注入前の	1箇所		
			空隙量の 2%以下				
			規格値:-				

②撮影管理

撮影記録による出来形管理は以下のとおりとする。

	工 種	撮影基準	撮影箇所	
ひび割れ注入工		施工延長概ね50mにつき1 箇所の割合で撮影する。 50m 未満は2箇所撮影する。 全1回	施工状況、使用機械を撮影する。 補修箇所の延長を撮影する。 材料の総使用量が分かるものを撮影する。	
	材料・品質等	適宜 現場採取ごと 試験実施ごと	施工前の使用材料の保管、確認状況 試験用材料の現場採取確認状況 試験実施状況	
	仮設備工	施工箇所ごと適宜	換気設備、電力設備(設置状況) 照明設備(設置状況)、その他	
裏	坑内作業準備工	施工箇所ごと	止水・導水状況	
裏込注入工法		10 孔につき 1 箇所。 上記未満は 2 箇所	注入孔削孔 (検尺)、注入管取付 注入状況 (圧力管理状況) 流量計の積算流量値、圧力計の圧力 値を撮影 充填完了状況 充填箇所の確認孔より注入材が流出 (リーク) したことを撮影	
		1 スパン(継目間隔)につ き 1 箇所	背面空洞調査	
	設備工	適宜	各種使用機材設置状況	

③品質管理

品質管理は以下のとおりとする。

ただし、工法により下表により難い場合は事前に監督職員と協議するものとする。

工種	試験(測定)項目	試験方法	規格値	試験(測定)基準
裏込	圧縮強さ試験	 供試体の作り方 JIS A 9511 圧縮強さ試験方法 JIS K 7220 (硬質発泡プラスチッ クー圧縮特性の求め方) 	40倍発泡 0.14N/mm2以上	500m3につき 1回測定 (最低1工 事に1回測 定)
裏込注入工法	注入圧・注入量	測定装置による記録	施工条件による 注入圧:圧力計による管理 注入量:流量計による管理 充填確認においては圧力上 昇により打ち止めとなる場 合もある(リークしないで 打ち止める場合もある)	注入時随時

④管理方式

出来形管理及び品質管理の管理方式は、監督職員が別に示す様式により行うものとする。

3. 情報共有システムについて

- (1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。
- (2) 情報共有システムの活用については、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(URL 「https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-3.pdf」)によるものとする。

4. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的 記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。 黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するもの とする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2)機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い
 - 1)受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を 電子画像として同時に記録してもよいこととする。
 - 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記 1) に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6
 - 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
 - 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品 するものとする。

なお、受注者は納品時にURL

(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム (信憑性チェックツール) 又はチェックシステム (信憑性チェックツール) を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5)費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理 に要する費用に含まれる。

第11章 条件変更の補足説明

1. 施工条件の変更事項

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、 設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである が、両者協議のうえ軽微と認めた事項については変更しないことがある。

- (1) 現場状況等により構造及び工法、材料に変更が生じた場合。
- (2) 補修箇所、補修範囲、工法、数量等に変更または追加が生じた場合
- (3) 裏込注入において、実施設計業務 (レーダー調査) の数量を計上ているが、現地調査及び 現場状況等により、削孔箇所及び注入量に変更が生じた場合
- (4) 湧水等の処理が必要になった場合
- (5) 施工始点及び施工終点の変更が生じた場合
- (6) 第三者との協議結果(家屋調査を含む)により変更が生じた場合
- (7) 伐開が必要となった場合
- (8) 導水路内で足場が必要となった場合
- (9) 既設道路の復旧が必要になった場合
- (10) 工事用道路の位置及び構造に変更が生じた場合
- (11) 除雪が必要になった場合
- (12) 監督職員が設計変更に必要な測量、構造計算、図面作成を指示した場合
- (13) 諸経費動向調査、歩掛調査等を追加する場合
- (14) 交通誘導警備員が必要となった場合
- (15) 第12章 5. (1) ~ (3) に基づく確認により変更が生じた場合
- (16) その他両者協議の上、必要と認めた場合

第12章 その他

- 1. 契約後 V E 提案
- (1) 定義

「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

- (2) VE提案の意義及び範囲
 - 1) VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る 変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないも のとする。
 - 2) ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。
 - ①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - ②工事請負契約書第18条(条件変更等)に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ③競争参加資格要件として求めた同種工事または類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案
- (3) VE提案書の提出
 - 1) 受注者は、(2) のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書(共通仕様書様式 $6-1\sim4$)に記載し、発注者に提出しなければならない。

- ①設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
- ②VE提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
- ③VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
- ④発注者が別途発注する関連工事との関係
- ⑤工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項
- ⑥その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE提案の適否等

- 1) VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から14日以内に書面(共通仕様書 様式6-5)によりに通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- 2) また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- 4) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2(設計図書の変更に係る乙の提案)の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条(請負代金額の変更方法等)の規定により請負代金額の変更を行う。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額 の10分の5に相当する金額(以下、「VE管理費」という。)を削減しない。
- 7) VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合に おいて、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとす る。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条(請負代金額の変更方法等)第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行う。また、VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合でも前記6)のVE管理費については、変更しない。

ただし、双方の責に帰することができない理由(不可抗力、予測不可能な事由等)により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE提案書の使用

受注者のVE提案が採用された場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において、発注者がその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者がVE提案を適性と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第 1 編 1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体(CD-R若しくはDVD-R)正副2部
- ・工事完成図書の出力1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

3. 主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

4. ワンデーレスポンスに関する事項

「ワンデーレスポンス」とは監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答すること を原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答する。

ただし、原則として閉庁日を除く。

5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注 者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」(農水省WEBサイト)を十分理解のう え、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議(施工条件確認会議)

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、主任監督員(主催)及び 監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとす る。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定め るものとする。

(2) 工事円滑化会議(工程確認会議)

工事着手時及び新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに 事業所長、次長、主任監督員(主催)、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等につい て、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定める ものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社 幹部並びに事業所長、次長、主任監督員(主催)、監督員が工期、設計変更内容、技術提案 の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。 なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるもの とする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に 大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術的 課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官 (議長)・関係課職員、事業所長、次長、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行 う対策検討会議を開催することができるものとする。

なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上 開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記 (1)、(2)、(3) 及び (4) の会議に、必要に応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず契約変更の対象としない。

- (6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については打合 せ記録簿(共通仕様書 様式-42) に記録し、相互に確認するものとする。
- 6. 総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)について
- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に 用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議 の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方 式)の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。
- 7. 熱中症対策に資する現場管理費の補正
- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況 に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。
 - 1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏期休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

- (3)受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。
- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日とみなす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。
- (6)発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を 算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

補正値(%) = 真夏日率 × 補正係数*

※ 補正係数:1.2

8. 現場環境の改善の試行

(1) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境(トイレ・更衣室)の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

なお、トイレは男女別トイレを基本とし、(2)ア①~⑪の設備・機能を満たすものとする。

(2) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境(快適トイレ)の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

ア 内容

受注者は、現場に以下の①~⑪の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。 ただし、⑫ ~ ⑰については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目で あり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ①洋式(洋風)便器
- ②水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- ③臭い逆流防止機能
- ④容易に開かない施錠機能
- ⑤照明設備
- ⑥衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ⑨サニタリーボックス
- ⑩鏡と手洗器
- ①便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- ②便房内寸法 900×900mm 以上(面積ではない)
- ③擬音装置(機能を含む)
- 仰着替え台
- ⑤臭気対策機能の多重化
- 16室内温度の調整が可能な設備
- ⑩小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)

(3) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 (1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するも

のとする。【快適トイレに求める機能】① ~ ⑥及び【付属品として備えるもの】⑦ ~⑰の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事(施工箇所)までとする。また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事(施工箇所)より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

(4) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

9. 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上 選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、 実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については監督職員と協議実施する。なお、 内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2)以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監 督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1) 用水・電力等の供給設備
	2)緑化・花壇
	3) ライトアップ施設
	4) 見学路及び椅子の設置
	5) 昇降設備の充実
	6) 環境負荷の低減
営繕関係	1) 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む)
	2) 労働宿舎の快適化
	3) デザインボックス (交通誘導員警備員待機室)
	4) 現場休憩所の快適化
	5) 健康関連設備及び更生施設の充実等
安全関係	1) 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等)
	2) 盗難防止対策(警報器等)
	3) 避暑(熱中症予防)・防寒対策
地域連携	1) 地域対策費(農家との調整、地域行事等の経費を含む)
	2) 完成予想図
	3) 工法説明図
	4) 工事工程表
	5) デザイン工事看板(各工事PR看板含む)
	6) 見学会の開催(イベント等の実施含む)
	7) 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営
	8) パンフレット・工法説明ビデオ
	9) 社会貢献

10. 週休2日による施工

(1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費

(率分)、現場管理費(率分)を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

- (2)「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所の具体的な内容は次のとおりである。
 - 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏期休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

- 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検、巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- 3)降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - 1) 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
 - 2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育、訓練等の記録資料等により行うものとする。
 - 3)監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
 - 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合又は実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記2) の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
 - 5)報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (4)監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、 受注者は協力するものとする。
- (5)発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、 労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正する。

1) 補正係数

	4週8休以上
	[現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上]
労務費	1.02
機械経費(賃料)	1.02
共通仮設費 (率分)	1.02
現場管理費(率分)	1.05

2) 補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。

なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、 工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記1)に 示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に

週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領(模範例)の制定について」(平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。)別紙8(事業(務)所長用)に示す「7.法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

11. 週休2日制の促進

- (1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績 績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書 (以下「履行実績取組証明書」という。)の発行を行う工事である。
- (2)発注者は、現場閉所状況が月単位で4週8休以上(現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。
 - 1)他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。

なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- □月単位の週休2日(4週8休以上)の確保に向けた企業の取組が図られている。
- □若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。
- 2) 現場閉所による月単位の週休2日相当(4週8休以上)が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況(Ⅱ工程管理)」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、月単位の週休2日に満たない場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- □休日の確保を行った。
- □その他 [理由:現場閉所による月単位の週休2日(4週8休以上)の確保を行った。]

○事業(務)所長用

- □工程管理に係る積極的な取組が見られた。
- □その他[理由:現場閉所により月単位の週休2日(4週8休以上)の確保に取り組んだ。]
- 3) 現場閉所による週休2日相当(4週8休以上)が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜日及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加点評価する。
 - ○事業(務)所長用
 - □その他 [理由:現場閉所による週休2日(4週8休以上)の確保を行ったとともに全ての土曜日及び日曜日に現場閉所を行った。
- (3)監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上(現場閉所率 28.5%(8 日/28日)以上)と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。
- 12. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について
- (1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記 に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)については、工事実施に当たって積算額と実

際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、 実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営 繕 費:労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2)発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を提示する。
- (3) 受注者は、(2) により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、実績変更対象経費に関する変更実施計画書を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき 算出した額」から「様式1に記載された共通仮設費(率分)と現場管理費の合計額」を差し引 いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計 変更の対象とする。
- (7)発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の 措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

13. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算(以下、「1日未満積算基準」という。) は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に 必要となる根拠資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との 乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、 1日未満積算基準を適用しない。

14. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費:建設機械の運搬費 準備費:伐開・除根・除草費

- (2)発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。) を提示する。
- (3)受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書 (以下「内訳書」という。)を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類(領 収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内 容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4) の証明書類に おいて妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した 金額を設計変更の対象とする。
- (7)発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の 措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

15. 部分払いについて

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別紙-3「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

16. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約(変更の場合は、変更契約)工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

第13章 定めなき事項

この特別仕様書に定めない事項または本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙一1

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
1. 補修工				
(1)ひび割れ補修工				
ひび割れ注入工	アクリル樹脂	m	188. 600	
(2)裹込注入工				
注入孔削孔	φ 32mm	孔	457. 000	
注入管設置			457. 000	
裏込注入	ウレタン注入材(40倍)	m3	268. 000	
注入管目詰	ポリマーセメントモルタ ル	孔	457. 000	
2. 仮設工				
(1)仮設道路工				
敷鉄板	設置~賃料~撤去	m²	774	
(2)トンネル仮設備工				
トンネル換気設備		式	1	
3. その他				
(1)運搬費				
共通仮設(積上げ)				
運搬費				
仮設材輸送	敷鉄板	式	1	
(2)技術管理費				
技術管理費				
圧縮強度試験				
圧縮強度試験	裏込注入工	旦	1. 000	

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

- 1. この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを 定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である 国(以下「発注者」という。)が、所有者等から一定の期間使用する権原を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- 3. 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地(以下「仮設用地」という。)として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- (1) 仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。 ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらか じめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- (2) 仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- (3) 仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- (4) 仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営 農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- (5) 仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に 返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と 調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。

特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難い場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。

また、農地の場合にあっては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水 施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。

③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮す

るものとする。

- (6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。
 - ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の 耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を 図ること。
 - ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作 に支障となるものの混入がないようにすること。
 - ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。
- (7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の 指示を受け又は協議して処理するものとする。

出来高部分払方式実施要領

1 目的

部分払における出来高部分払方式(以下「本方式」という。)は、受発注者が相互にコスト意識を持ち、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すものである。

2 対象工事

建設工事等契約事務取扱要領標準例(平成12年11月15日付け12経第1772号大臣官房経理課長通知)別表1(第3条関係)に規定する建設工事契約に係る業種別区分表1、13、14、17及び24に属する工事のうち部局長が認めるもので工期が180日を超えるものに係るものとする。

3 設計·積算

設計及び積算は、従来どおり実施するものとする。

4 入札・契約

(1) 公告等及び入札参加希望者への周知

各発注者は、次の内容を記載することにより入札参加希望者に周知するものとする。

① 公告等への記載

以下に該当するものに、内の文を記載するものとする。

一般競争入札の場合 : 入札公告及び入札説明書

公募型指名競争入札の場合:掲示及び技術資料作成要領

工事希望型競争入札の場合:送付資料

(記載例)

(○) 本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、 短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払 方式」を採用する。

② 特記仕様書への記載

特記仕様書に、以下の内の文を記載するものとする。

(記載例)

第○条 部分払について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

(2) 部分払の回数

- ① 本方式の実施に当たっては、受注者が工期の始期日以降出来高に応じて部分払の 請求が可能なように、工事請負契約書第38条に必要事項を記入するものとする。 なお、部分払請求については部分払請求の上限回数内で受注者が工種や工区の区 切りなどにも留意しながら請求することができるものである。
- ② 工事請負契約書第38条第1項の部分払請求の上限回数について 部分払請求の上限回数=工期/90(端数は切捨てとする。)
- ③ 国庫債務負担行為(以下「国債」という。)に係る契約の工事請負契約書第42条 第3項の部分払請求の上限回数について

各会計年度の部分払請求の上限回数=各会計年度の工期/90(端数は切捨てとする。)

ただし、初年度においては年度末の部分払を考慮して、上記式で算定した上限回数が4になる場合を除き、上限回数に1を加える。

5 前払金の扱い

工事請負契約書第35条に示されている前払金の支払については、以下によるものとする。

(1) 前払金の範囲

受注者は、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を請求することができるものとする。

- ※ 国債に係る契約の場合の請負代金額と前払金の支払請求時期については、工事請 負契約書第41条によるものとする。
- (2) 前払金の支払方法

本方式による場合は、以下の条項を用いるものとする。

工事請負契約書

(前金払)

- 第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限 とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契 約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、 請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、 当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずる ことができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものと みなす。
- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14 日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により請求された前払金額が請負代金額の10分の2に相当する額を超えるときは、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に請負代金額の10分の2に相当する額の前払金を支払うものとする。
- 5 受注者は、前項の規定により前払金の支払いがされた場合において、第1項 の規定により請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当

する額の前払金の支払いを受けるための請求をしようとするときは、あらかじめ、工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受ける、若しくは、工期が121日以上(ただし、工期270日以下の工事については、61日以上)経過していなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、工事着手時において、第20条による工事の中止がある場合には、中止期間は除いて経過日数を算定するものとする。

- 6 発注者は、前項の認定の結果を受注者に通知した以降、同項の規定による前 払金の支払いを受けるための請求があったときは、請求を受けた日から14日以 内に第1項の規定により請求を受けた前払金額から支払済みの前払金額を差し 引いた額に相当する額の前払金を支払わなければならない。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請 負代金の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲 内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項か ら第6項までの規定を準用する。
- 8 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金の10分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 9 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 10 発注者は、受注者が第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。
 - ※ 国債に係る契約の場合、第41条第1項文末に下記条文を追加する。

「また、第35条第5項の()内の「工期270日以下の工事」は「国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事」に読み替えるものとする。」

(保証契約の変更)

- 第36条 受注者は、前条第7項の規定により受領済みの前払金に追加してさら に前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更 後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、 保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなけれ

ばならない。

- 3 受注者は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。
- (3) その他

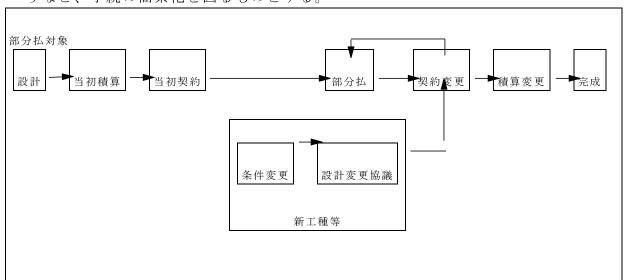
前払金の請求及び要件具備の認定様式は、別紙1~4を参考として実施するものとする。

6 部分払

(1) 部分払の対象

部分払の対象は、工事請負契約書第38条第1項により行うものとする。

なお、新工種に係る部分及び変更減が予定されている部分については、変更契約により当該工種の追加・変更がされるまではその部分を部分払の対象とすることができない。この場合、部分払の対象とする部分に限定して数量等を確認し契約変更を行うなど、手続の簡素化を図るものとする。



(2) 工事出来高報告書等の作成 (請負代金相当額の算出)

工事出来高報告書等の作成は、従来どおりの手続により実施するものとする。

(3) 下請業者への支払いに対する指導

発注者は受注者に、一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うよう指導するものとする。

現場説明書等の指導事項への記載

現場説明書等の指導事項に、以下の内の文を記載するものとする。

(記載例)

- (○) 一次下請業者への支払いについて
 - 一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の 手形で行うものとする。

7 設計変更協議及び契約変更

設計変更協議及び契約変更に係る手続等は従来どおりとするものとする。

8 監督

監督業務は、従来どおり実施するものとする。

9 検査

(1) 検査職員

検査を行う職員(以下「検査職員」という。)の任命は従来どおりとする。ただし、同一工事における各検査(既済部分、完成、中間技術)(以下「各検査」という。)の検査職員の任命に当たっては、検査の重複を極力避けるため、できる限り同一の検査職員を任命するものとする。

(2) 検査の実施

① 既済部分検査

既済部分検査前に実施された各検査で確認した内容については、検査対象としないものとする。

なお、検査の実施に当たっては、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化について(平成10年12月11日付け10経第1984号大臣官房経理課長通知)等に基づき行われているところであるが、既済部分検査の迅速化・効率化の観点から、以下の事項について改めて徹底を図るものとする。

- ・ 検査を実施する際には、工事請負契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。
- 既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片付け等の実施を受注者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではないものとする。
- ・ 既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるもの については、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代 替する方法をもって検査を行うことができるものとする。
- 既済部分検査等においては、検査当日中に写真による確認を行う必要のある場合を除き、完成写真部分の提出は後日とすることができることとする。この場合、完成写真に代わる完成状況の確認は現場での目視等によって行うこととする。
- ・ 既済部分検査等においては、工事写真についてネガ等原本の整備状況や提出 対象とするもの以外の写真の整理状況を問わないものとする。
- ・ 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる 場合は、撮影を省略するものとする。
- 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する ものとする。

② 完成検査

従来どおりの方法により実施するものとする。

③ 中間技術検査

中間技術検査を実施する場合は、従来どおりの方法により実施するものとする。 なお、この技術検査の時期に合わせて既済部分検査を行うことにより効率化が 図られる。

附則

本要領は、平成21年4月1日以降手続を開始する契約から適用する。

官署支出官等 殿

受注者 住 所 商号又は名称 代表者氏名

前払金請求書

¥

ただし、令和〇年度 〇〇〇〇〇工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

上記のとおり請求します。

なお、受領の方法については、工事請負契約書第35条第4項及び第6項の規定 に基づき受領いたします。

※ 別紙2は2割を超える場合に本前払金請求書とともに提出すること。

別紙3については、本工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であること 又は工期121日以上経過(ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債 工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中 間年度の場合については、工期が61日以上経過)していることについて、発注 者又は発注者の指定する者の認定を受け、認定通知書を受理した後、直ちに発 注者に提出すること。

- ※ 前払金請求書(全体請求書40%以内)は契約原本として保管。別紙2及び3 は、支払に使用。
- ※ 前払金保証書は1回作成する。(2回作成する必要はない。)

官署支出官等 殿

受注者 住 所 商号又は名称 代表者氏名

前 払 金 請 求 書 (I)

¥ (工事請負契約書第35条第4項の請求金額)

ただし、令和〇年度 〇〇〇〇〇工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

Ş	指定振込銀行	預金種別	口座番号		
ふりがな					
口 座 名 義					

官署支出官等 殿

受注者 住 所 商号又は名称 代表者氏名

前 払 金 請 求 書 (Ⅱ)

¥ (工事請負契約書第35条第6項の請求金額)

ただし、令和〇年度 〇〇〇〇〇工事

- 1. 請 負 代 金 額 ¥
- 2. 前払金請求額 ¥
- 3. 受領済前払金額 ¥
- 4. 未受領前払金額 ¥

-	指定振込銀行	預金種別	口座番号		
ふりがな					
口 座 名 義					

契約担当官等 殿

受注者 住 所 商号又は名称 代表者氏名

 出 来 高

 認 定 請 求 書

 工 事 期 間

- 2. 工事場所
- 3.請負代金額 ¥
- 4. 工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

上記の工事について、工事請負契約書第35条第5項の要件を具備しておりますので、認定されるよう請求します。

(注意) 出来高認定資料 (出来高報告書、履行報告書等) を添付すること。 (請 負代金額の10分の2以上の場合)

工事工程表を添付すること。(工期121日以上経過(ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過)の場合)

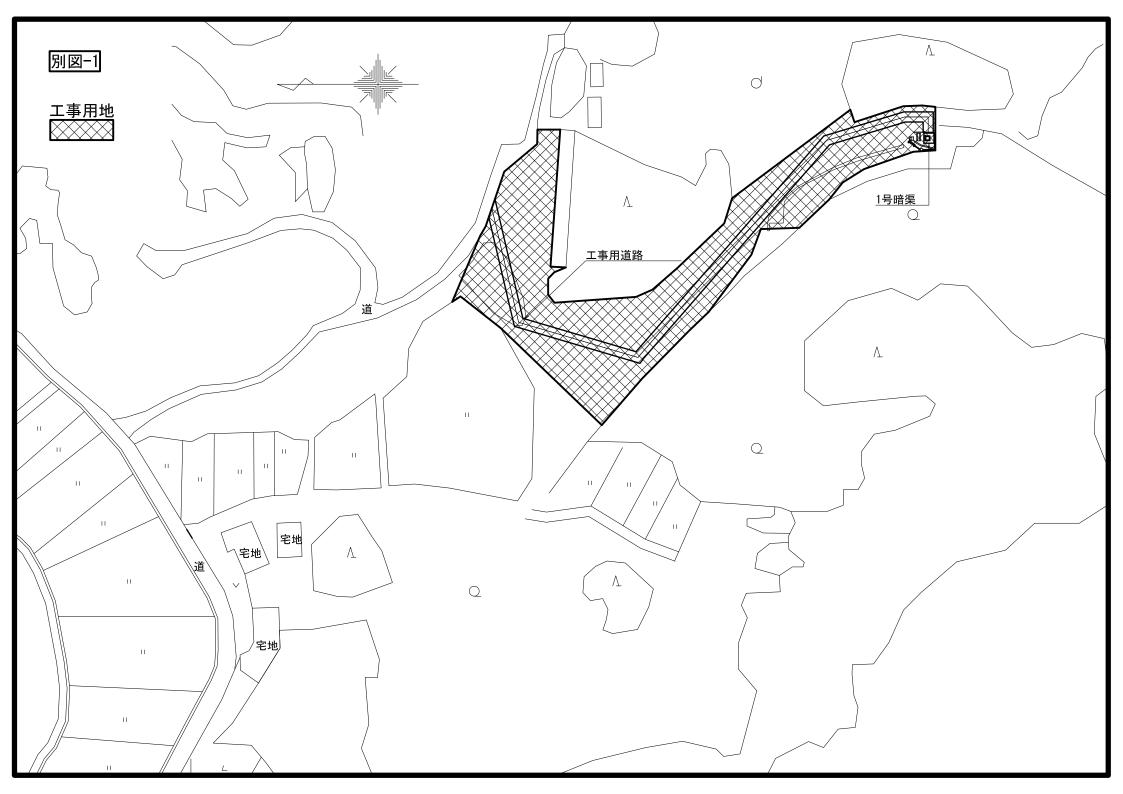
認定通知書

上記工事について認定したので通知する。

令和 年 月 日

受注者 殿

(契約担当官等の官職氏名)



令和6年度

岩手山麓農業水利事業 第一発電所導水路補修工事

図 面 目 録

図	面	番	号	図面名称	枚数	備考
1				位置図	1	
2				平面縦断図	1	
3	- 1	/	2	補修工標準図 (1/2)	1	
	- 2	/	2	補修工標準図 (2/2)	1	
4	- 1	/	11	補修工展開図 (1/11)	1	
	– 2	/	11	補修工展開図 (2/11)	1	
	- 3	/	11	補修工展開図 (3/11)	1	
	- 4	/	11	補修工展開図 (4/11)	1	
	- 5	/	11	補修工展開図 (5/11)	1	
	– 6	/	11	補修工展開図 (6/11)	1	
	- 7	/	11	補修工展開図 (7/11)	1	
	- 8	/	11	補修工展開図 (8/11)	1	
	- 9	/	11	補修工展開図 (9/11)	1	
	– 10	/	11	補修工展開図 (10/11)	1	
	- 11	/	11	補修工展開図 (11/11)	1	
5				仮設計画平面図	1	
	<u> </u>	t			16	